

敦賀市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

敦賀市

目 次

1	はじめに	1
2	宣誓できる方	2
3	宣誓手続きの流れ	3～5
4	必要書類	6～8
5	交付する書類	10
6	受領証等の再交付・変更・返還	11～12
7	自治体間連携について	13～14
8	宣誓書記載内容等証明書	15
9	よくある質問	16～18
10	各種相談窓口	19

1 はじめに

敦賀市では、市民一人ひとりが自分らしく生きることができ、多様性を認め合い、互いに支え合い、ともに生きるぬくもりのあるまちの実現を目指しています。

その取組の一環として実施する「敦賀市パートナーシップ宣誓制度」は、一方又は双方がセクシュアル・マイノリティのお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係（パートナーシップ）である旨の宣誓書を提出し、敦賀市が受領証及び受領カードを交付するものです。

この制度に法的効力はありませんが、セクシュアル・マイノリティに関する社会的理解を促進するとともに、セクシュアル・マイノリティの方々が安心感を持って生活できる社会が実現することを期待しています。

【用語】

セクシュアル・マイノリティ

性的指向が異性愛のみではない方又はジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる方のこと。

パートナーシップ

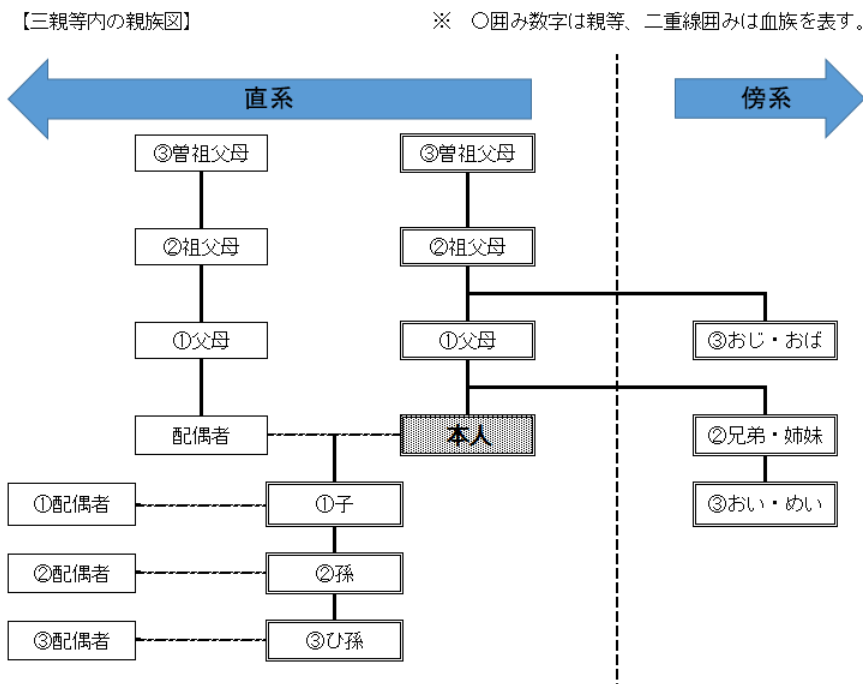
互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であって、その一方又は双方がセクシュアル・マイノリティである二人の関係。

2 宣誓できる方

パートナーシップ宣誓をするには、一方又は双方がセクシュアル・マイノリティであるお二人が、次の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 成年に達していること
- (2) 敦賀市民であること、又は転入予定であること
宣誓者の双方もしくはいずれか一方が敦賀市内に住所を有している、又は3か月以内に敦賀市へ転入を予定していること
- (3) 配偶者（事実上の婚姻関係を含む）がないこと
- (4) 宣誓をしようとする相手以外と宣誓をしていないこと
- (5) 二人の関係が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士でないこと（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと）※下図参照
※ただし、二人が養子縁組をしている、又はしていた場合は宣誓できます。

【パートナーシップの宣誓をすることができない続柄】



3 宣誓手続きの流れ

窓口で宣誓する場合

(1) 必要書類の準備

この手引きの6～8ページの必要書類をご準備ください。

(2) 宣誓日の予約、必要書類の提出

宣誓予定日の一週間前（土・日・祝日・年末年始を除く）までに、電話又は予約フォームで予約してください。また、必要書類を市民協働課に提出してください。

宣誓可能な日時：月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く）

午前9時～午後4時

※予約状況等によりご希望に添えない場合があります。

※予約日は市から日時が確定した旨を回答した時点で成立します。

予約時にお知らせいただく内容	
1	宣誓されるお二人の氏名 通称名を使用される場合は、戸籍上の氏名もお知らせください。 外国籍の方は国籍もご連絡ください。
2	宣誓希望日・時間（第3希望まで）
3	宣誓されるお二人の居住状況（市内に住んでいる・転入予定等）
4	日中連絡のとれる電話番号・メールアドレス（代表者のみ）
5	個室で対応を希望される場合、その旨をお知らせください。

【予約先及び書類提出先】

敦賀市市民生活部市民協働課

住所：〒914-0051 敦賀市本町2丁目1番20号 南公民館3階

電話：0770-23-5411

午前8時30分～午後5時15分

（土・日・祝日・年末年始を除く）

予約フォーム



届出書類の内容等に不備や不足がある場合、宣誓日を延期させていただくことがあります。

(3) 宣誓当日

予約した日時に、本人確認書類をお持ちのうえ、お二人そろってお越しください。

宣誓場所では、パートナーシップ宣誓書（裏面パートナーシップ宣誓にあたっての確認書）を記入していただきます。宣誓書の用紙は市が準備します。

宣誓場所：敦賀市市民生活部市民協働課

敦賀市本町2丁目1番20号 南公民館3階

(4) 受領証等の交付

要件を満たしていることが確認できた場合、宣誓書受領証（1枚）、宣誓書受領カード（2枚）を交付します。即日交付を原則としますが、要件確認や宣誓書受領証等の作成などのため、後日交付となる場合がありますのでご了承ください。

敦賀市に転入予定の方へ

宣誓書受領証及び受領カードの交付に代えて、パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票を交付します。この受付票の有効期限は宣誓の日から3か月です。

転入後、パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票に住民票の写し（転入者のみ）を添付し提出してください。引き換えに宣誓書受領証及び受領カードを交付します。

郵送で宣誓する場合

(1) 必要書類の準備

この手引きの6～8ページの必要書類をご準備ください。

(2) 必要書類の提出

必要書類に郵送チェックリスト（手引き9ページ参照）を添えて市民協働課に郵送してください。ただし、郵送先住所は下記のとおりとなります。

宣誓日は市民協働課に必要書類が到着した日となります。宣誓日を指定したい場合は、配達日指定郵便をご利用ください。ただし、書類の内容等に不備・不足がある場合はこの限りではありません。

【書類送付先】

敦賀市市民生活部市民協働課

住所：〒914-8501

敦賀市中央町2丁目1番1号（市役所本庁）

(3) 市（市民協働課）からの確認

電話で、宣誓された事実の確認をそれぞれに行います。パートナーシップ宣誓書裏面に記載された電話番号に電話致しますので、宣誓者それぞれの電話番号を記入してください。

確認は平日の日中（午前8時30分～午後5時15分）に市民協働課（0770-23-5411）から電話いたします。

(4) 受領証等の交付

書類等を確認のうえ、不備がなければ、本人限定受取郵便で宣誓書受領証及び受領カードを住民票に記載のある住所に郵送します。（双方が市外の方の場合は転入予定者受付表を郵送。）受取には本人確認が必要であるため、通称名を使用されている場合でも戸籍に記載されている氏名で送付します。

4 必要書類

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

3か月以内に発行された、住民票の写しか住民票記載事項証明書のどちらかを提出してください。

住民票の写し	本人のみで、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。 （本籍地・筆頭者の記載があるもの）
住民票記載事項証明書	本人のみで、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。 （本籍地（県名のみが記載されます）の記載があるもの）

宣誓するお二人が同じ世帯である場合は、1枚の住民票の写し（住民票記載事項証明書）にお二人と一緒に記載されたものでかまいません。

※個人番号（マイナンバー）の記載があるものは受け取れません。ご注意ください。

【転入予定の場合】

宣誓時にお二人ともに敦賀市に住民登録がない場合は、上記の他に、転入を予定していることがわかる書類の写しを提出してください。

（例）転出証明書や新しい住居の賃貸借契約書

※個人番号（マイナンバー）部分はマジック等で黒塗りしてください。

※転入後14日以内に住民票の写し又は住民票記載事項証明書のいずれかを提出してください。宣誓日から3か月以内に提出のない場合は宣誓が無効となります。

(2) 戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）等の現に婚姻をしていない

ことを証明できる書類

3か月以内に発行された、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）等の現に婚姻をしていないことを証明できる書類を提出してください。原則本籍地のある自治体で取得できます。本籍地が敦賀市外の場合、取得までに時間がかかることがありますのでご注意ください。詳しくは本籍地のある自治体の戸籍担当窓口にご確認ください。

※外国籍の方は、本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書及びパスポート等国籍を証する書類等）を、日本語訳（翻訳者の住所・氏名が記入されたもの）を添付したうえで提出してください。

(3) 本人確認できる書類

運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）、在留カード、官公署が発行した証明書等。顔写真付きのものは1点、顔写真無しのもものは2点提示してください。郵送の場合は、写しを提出してください。

【本人確認の具体的な証明の例】

※「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであること。

※有効期間又は有効期限の定めがあるものについては、その有効期間内であること。

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
<ul style="list-style-type: none">・運転免許証・個人番号カード（マイナンバーカード）・旅券（パスポート）・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書・小型船舶操縦免許証・身体障害者手帳	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証・共済組合員証・国民年金手帳・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書・共済年金又は恩給の証書

<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書 	<p>※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの</p> <p>※国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの（左記に掲げる書類を除く。）</p> <p>（「※」の書類のみが2点以上あっても確認できません。その他の書類（国民健康保険の被保険者証等）と組み合わせて提示してください。）</p>
---	--

（４）通称名を証明する書類（通称名の使用を希望する場合）

通称名※での宣誓を希望される場合は、宣誓日から3か月以内に発行された、日常生活において通称名を使用していることが確認できる以下の書類のいずれかを提示してください。通称名を使用した場合には、交付する宣誓書受領証等の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。郵送の場合は、写しを提出してください。

1種類の提示で足りるもの	2種類の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・通称名の記載のある住民票の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・社員証や学生証、卒業証書 ・公共料金の請求書 ・病院の診察券 ・自宅宛ての郵便物（消印があり、住民票の住所と一致するもの）

※通称名

本制度における通称名とは、性別違和の方や外国籍の方が、日常的に使用する戸籍上とは異なる名前のこと。

（５）郵送チェックリスト ※郵送で宣誓する場合のみ

パートナーシップ宣誓手続き 郵送チェックリスト

宣誓者 氏名 _____ 氏名 _____

封筒の中に下記の書類を入れて送付してください。

チェック欄	必要書類
	パートナーシップ宣誓手続き 郵送チェックリスト
	パートナーシップ宣誓書(様式第1号) 裏面の確認書も記入してください。
	住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 宣誓日以前の3か月以内に発行されたもの 個人番号(マイナンバー)の記載のないもの
	【宣誓時にどちらも敦賀市内にお住まいでない方のみ】 3か月以内に転入を予定していることがわかる書類の写し ※
	戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本) 宣誓日以前の3か月以内に発行されたもの
	本人確認書類の写し ※ 有効期間内のもの
	【性別違和等の理由で通称名の使用を希望する方のみ】 通称名の使用を証明する書類の写し ※

※ 書類の例については、必ず手引きをご確認下さい。

受領証等の送付先について

本人限定受取郵便で、受領証および宣誓書の写しを住民票に記載のある住所に送付いたします。受取には、本人確認が必要であるため、通称名を使用されている場合でも、戸籍名で送付いたします。

点線で切り取り、送付用封筒の宛名にご利用ください。
※大切な書類ですので簡易書留で郵送することをおすすめします。

----- ✕キトリ✕ -----

送付先

〒914-8501
敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市役所 市民生活部 市民協働課 宛

5 交付する書類

提出いただいた書類に不備等がなければ、パートナーシップ宣誓書受領証、受領カードをお二人に交付します。

パートナーシップ宣誓書受領証

様式第2号（第6条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証

____ 様 ____ 様
 (____ 年 ____ 月 ____ 日生) (____ 年 ____ 月 ____ 日生)
 宣誓日 ____ 年 ____ 月 ____ 日
 交付番号 ____ 第 ____ 号

教賀市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

____ 年 ____ 月 ____ 日

教賀市長 印

(裏面)

この宣誓書受領証の提示を受けた方へ

教賀市では、市民一人ひとりが自分らしく生きることができ、多様性を認め合い、お互いに支え合いともに生きるぬくもりのあるまちの実現に向けた取組の一助として、セクシュアル・マイノリティの方が互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを市長に対し宣誓する「教賀市パートナーシップ宣誓制度」を設けています。

この受領証は、表面に記載のあるお二人がお互いをパートナーとして宣誓したことを、教賀市として証するものです。

民法上の婚姻関係が法的効力を有するのと異なり、この制度におけるパートナーシップ関係は法的効力を有するものではありませんが、この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますとともに、個人情報の取扱いには、十分なご配慮をお願いいたします。

通称名を使用している場合
 以下に戸籍上の氏名（外国籍の方の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

宣誓者名		
戸籍上の氏名等 (通称名使用の場合)		

パートナーシップ宣誓書受領カード

(表)

パートナーシップ宣誓書受領カード

教賀市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

本人 パートナー
 ____ 様 ____ 様
 (____ 年 ____ 月 ____ 日生) (____ 年 ____ 月 ____ 日生)
 宣誓日 ____ 年 ____ 月 ____ 日
 交付番号

教賀市長 印

(裏)

このカードは、表面に記載のあるお二人がお互いをパートナーとして宣誓したことを、教賀市として証するものです。このカードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますとともに、個人情報の取扱いには、十分なご配慮をお願いいたします。

戸籍上の氏名（通称名使用の場合）
 本人 パートナー
 氏名 氏名

6 受領証等の再交付・変更・返還

(1) 受領証等の再交付

紛失や毀損、汚損などによりパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を希望するときは、様式第5号のパートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書を提出してください。

毀損、汚損の場合は、既に発行している受領証等と引換えとなりますので、忘れずにお持ちください。

※再交付後、紛失した受領証等を発見した場合はすみやかに返還してください。

また、再交付申請書提出の際、本人確認を行いますので、この手引きの7～8ページに記載している「4必要書類(3)本人確認できる書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

(2) 記載事項の変更

住所や氏名の変更などにより宣誓書に記載した内容や受領証等の記載事項に変更があった場合は、様式第6号のパートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書を提出してください。変更内容が確認できる書類を一緒に提出してください。

【変更内容が確認できる書類の例】

住所変更の場合 : 住民票の写し、住民票記載事項証明書

氏名変更の場合 : 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)等

通称名変更の場合 : 健康保険証、通称名の記載のある住民票の写し等

また、変更届出書提出の際、本人確認を行いますので、この手引きの7～8ページに記載している「4必要書類(3)本人確認できる書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

(3) 受領証等の返還

以下に該当するときは、様式第7号のパートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書を提出し、受領証等を返還してください。

- ① パートナーシップを解消したとき
- ② 一方が亡くなられたとき
- ③ 双方が市内に住所を有しなくなったとき
- ④ 宣誓が無効となったとき（※）
- ⑤ その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

※宣誓が無効となる時

以下のいずれかに該当するときは、宣誓を無効とします。その場合は、無効とした受領証等の交付番号をホームページで公表します。

- (1) パートナーシップを形成する意思がないとき
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき
- (3) 宣誓できる方の要件（2ページ参照）に反しているとき
- (4) 双方が転入予定者で宣誓の日から3か月以内に転入しなかったとき

返還届出書提出の際、本人確認を行いますので、この手引きの7～8ページに記載している「4必要書類（3）本人確認できる書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

(4) その他

再交付・変更・返還手続きを行う場合は、可能な限り予約をお取りください。

【予約先】

敦賀市市民生活部市民協働課

電話：0770-23-5411

午前8時30分～午後5時15分

（土・日・祝日・年末年始を除く）

7 自治体間連携について

パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している自治体（以下、連携自治体）にてパートナーシップ宣誓をされている方が、連携自治体との間で転出・転入する場合、申告により手続きが一部省略できます。なお、最新の連携自治体については、ホームページでご確認ください。

(1) 敦賀市から転出する場合

敦賀市から連携自治体へ転出し、当該自治体の長にパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合、敦賀市へのパートナーシップ宣誓書受領証等の返還は必要ありません。

申告の手続きは、各自治体のホームページなどをご確認ください。

(2) 敦賀市に転入する場合

連携自治体から敦賀市に転入し、パートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合は、以下の必要書類を持参又は郵送にて市民協働課に提出してください。

- ① 「パートナーシップ宣誓継続申告書」（様式第10号）
- ② 転出元の自治体で交付された「宣誓書受領証等」
- ③ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

窓口で継続の申し出をされる方は、来庁される一週間前（土・日・祝日・年末年始を除く）までに、電話又は予約フォームで予約してください。

申告可能な日時：月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後4時

※予約状況等によりご希望に添えない場合があります。

※予約日は市から日時が確定した旨を回答した時点で成立します。

予約時にお知らせいただく内容	
1	継続申告されるお二人の氏名 通称名を使用される場合は、戸籍上の氏名もお知らせください。 外国籍の方は国籍もご連絡ください。
2	来庁希望日・時間（第3希望まで）

3	継続申告されるお二人の居住状況（市内に住んでいる・転入予定等）
4	日中連絡のとれる電話番号・メールアドレス（代表者のみ）
5	個室で対応を希望される場合、その旨をお知らせください。
6	備考欄に継続申告をされる旨を記述ください。

【予約先及び書類提出先】

敦賀市市民生活部市民協働課

住所：〒914-0051 敦賀市本町2丁目1番20号 南公民館3階

電話：0770-23-5411

午前8時30分～午後5時15分

（土・日・祝日・年末年始を除く）

予約フォーム



※パートナーシップ宣誓の継続を申し出る際には、転出元の自治体へ申告があった旨を通知することに、お二人の同意をいただく必要がございます。同意いただけない場合は継続申告の手続きを行えませんのでご了承ください。

8 宣誓書記載内容等証明書

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書が必要な場合は、様式第8号のパートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書を提出してください。

【パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書が必要なときの例】

(1) 宣誓をしたことを証明する必要がある場合

例) 民間のサービスを利用するとき等に、指定された期間以内に発行された証明書を求められたとき。

(2) 宣誓を解消したことを証明する必要がある場合

例) 宣誓後に契約した民間サービスを解約するときや過去にパートナー関係であった事実を証明する必要があるとき。

※申請できる期間は、宣誓書受領証等が返還された日から5年以内です。5年を超えた場合は発行することができませんので、ご注意ください。

9 よくある質問

Q.1 パートナーシップ宣誓制度と婚姻の違いは何ですか？

婚姻は法律に基づいて行われ、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等様々な権利・義務が発生します。一方、敦賀市パートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて実施するため、法的な効力はありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

パートナーシップ宣誓制度は、宣誓されたお二人のパートナーとしての思いを尊重し、受領証等を交付することにより、お二人が持つ生きづらさや困難な状況の緩和に繋げ自分らしく生活できることを応援するものです。

Q.2 法的効力がないのになぜ制度を導入するのですか？

この制度は、宣誓されたお二人のパートナーとしての思いを尊重するものです。制度の導入をきっかけとして、セクシュアル・マイノリティの方々への社会的な理解が進み、多様性を認め合う社会になることを願い制度を導入することとしました。

Q.3 宣誓できるのは同性パートナーだけですか？

同性パートナーに限らず、一方又は双方がセクシュアル・マイノリティの方で、宣誓できる人の要件（2ページ参照）を満たしていれば、宣誓することができます。

Q.4 同居していないと宣誓できませんか？

お二人が同居していなくても宣誓することができます。

Q.5 セクシュアル・マイノリティではない事実婚の二人は宣誓できますか？

本市の制度の対象者は一方又は双方がセクシュアル・マイノリティの方に限定しているため、異性愛のみの事実婚の方は対象ではありません。

Q. 6 養子縁組をしています、宣誓できますか？

パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができますので、事前にご相談ください。ただし、「おじ・おば」と「おい・めい」等の近親者間での養子縁組は対象となりません。

Q. 7 外国籍ですが宣誓できますか？

外国籍の方でも宣誓することができます。宣誓する際は、本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書及びパスポート等国籍を証する書類等）と住民票、本人確認できる書類の提出が必要です。本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類には、翻訳者の住所・氏名が記入された日本語訳を添付してください。

なお、パートナーシップ宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

Q. 8 通称は使用できますか？

通称名を使用することができます。通称名を使用する際は、受領証等の表面に通称名が、裏面に戸籍上の氏名が記載されます。必要書類はこの手引きの7～8ページをご覧ください。

Q. 9 宣誓はどこで行うのですか？

宣誓は敦賀市市民生活部市民協働課（敦賀市南公民館3階 男女共同参画センター）で行います。

Q. 10 宣誓に当たり、プライバシーは守られますか？

希望される場合は、別室で宣誓手続きを行うなど、プライバシーに配慮します。また、提出された書類や記載されている個人情報等について、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q. 11 代理人でも宣誓できますか？

代理人による宣誓はできません。宣誓時はお二人でお越しいただく必要があります。

Q.12 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や受領証等の交付は無料です。また、宣誓書記載内容等証明書の交付も無料です。ただし、宣誓等の際に提出していただく必要書類（住民票や戸籍の個人事項証明書など）の交付手数料等は自己負担となります。

Q.13 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか？

宣誓後に戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q.14 受領証等に有効期限はありますか？

有効期限はありません。

Q.15 市外に転出する場合はどうすればよいですか？

お二人ともが敦賀市に居住しなくなる場合は、受領証等の返還手続きが必要です。11ページ（3）をご覧ください。

Q.16 成りすましなどの悪用をされませんか？

宣誓を受ける際に、戸籍の個人事項証明書、住民票、本人確認書類等を確認することで、成りすまし等を防止します。

Q.17 受領証や受領カードにはどのような使い道がありますか？

お二人の関係を形にすることができます。また、この制度に法的効力はありませんが、各種行政サービス等が利用できるようになります。（利用できる行政サービスについては、敦賀市ホームページで公表しています。）

民間サービスでは、一部携帯電話会社の家族間における料金の割引や生命保険の受取人となることが可能となります。（サービス提供事業者にお問い合わせください。）

10 各種相談窓口

敦賀市ホームページにて、「セクシュアル・マイノリティに関する相談機関」を紹介しています。

詳しくは、敦賀市ホームページをご覧ください。

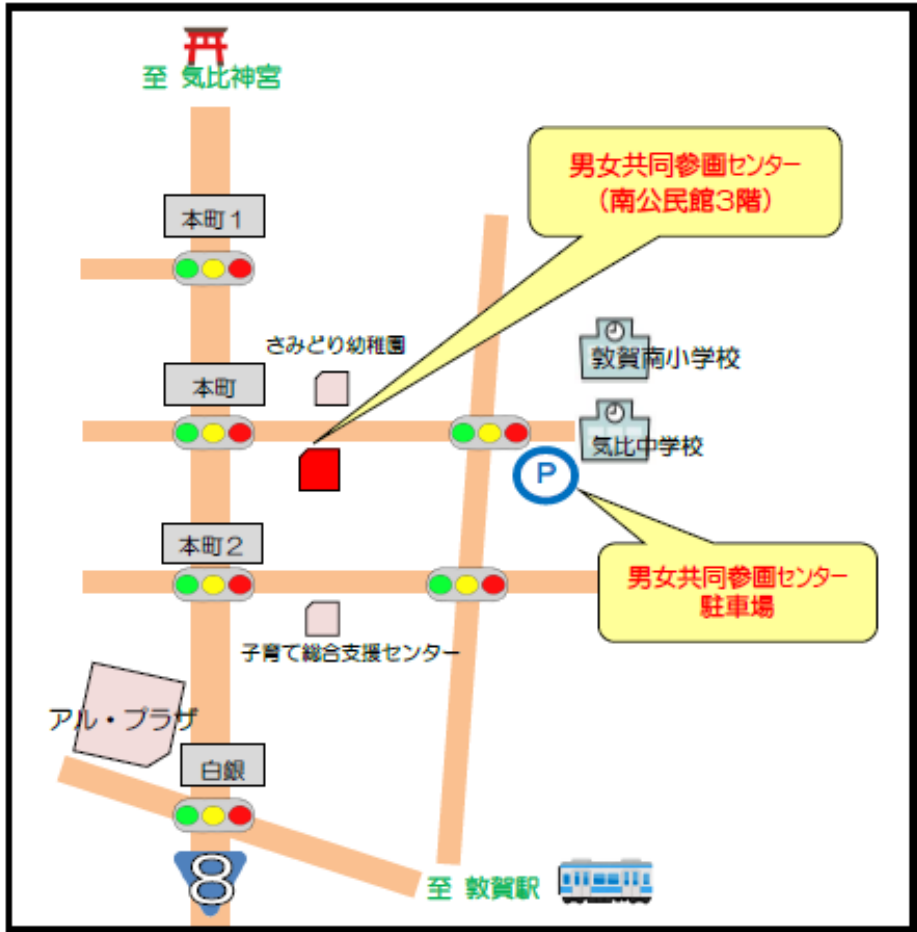
URL

https://www.city.tsuruga.lg.jp/about_city/news_from_division/kikakuseisaku_bu/shiminkyodo_ka/LGBT2023.html

セクシュアル・マイノリティに関する相談機関ページ



敦賀市男女共同参画センター 地図



お問い合わせ

敦賀市市民生活部市民協働課

〒914-0051

敦賀市本町2丁目1番20号 南公民館3階 男女共同参画センター

電話 : 0770-23-5411

FAX : 0770-23-5662

E-mail: danjo@ton21.ne.jp

令和5年10月 発行

令和6年 4月 改訂

令和6年11月 改訂